

葬儀と遺産相続



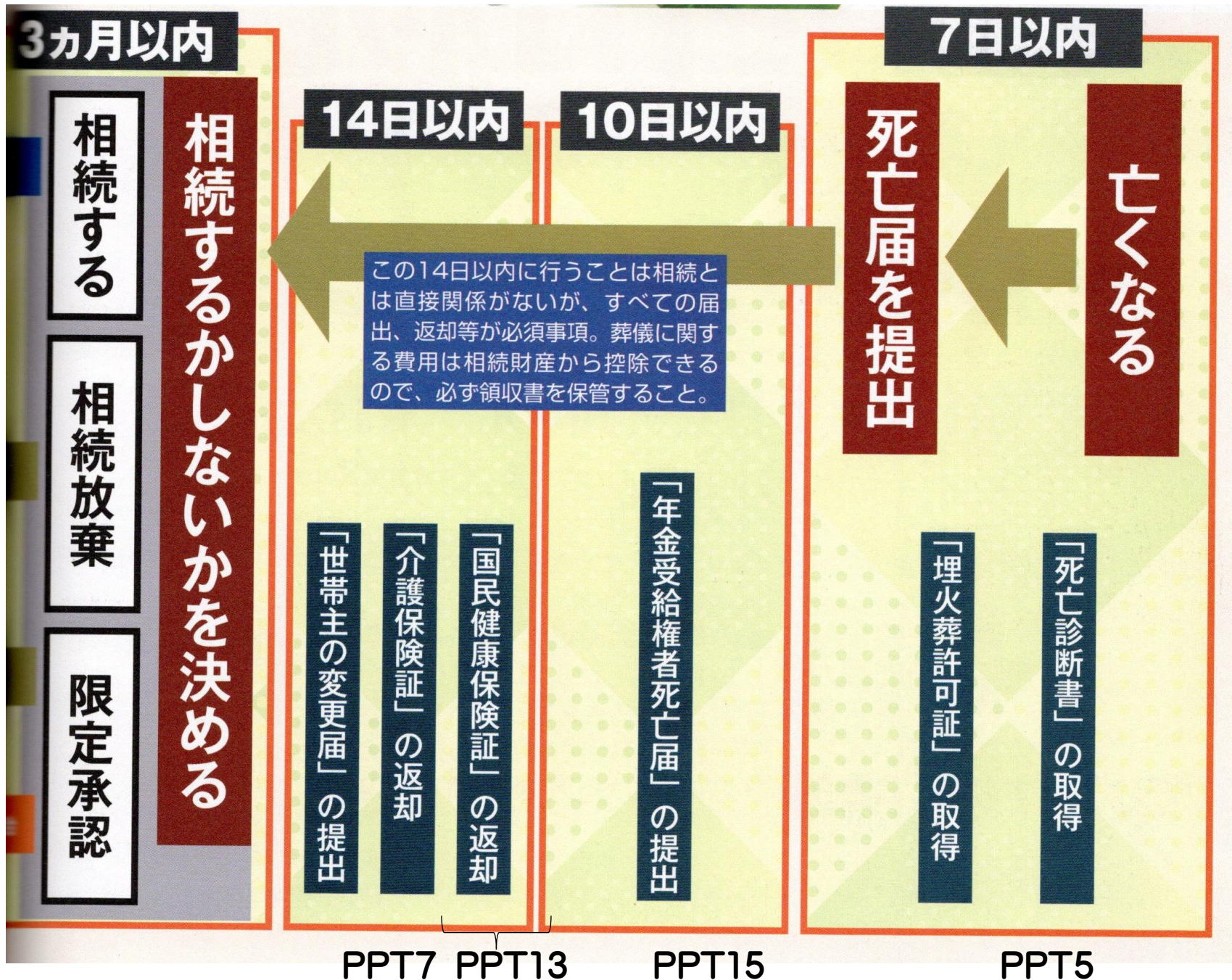
その1 葬儀と遺族年金

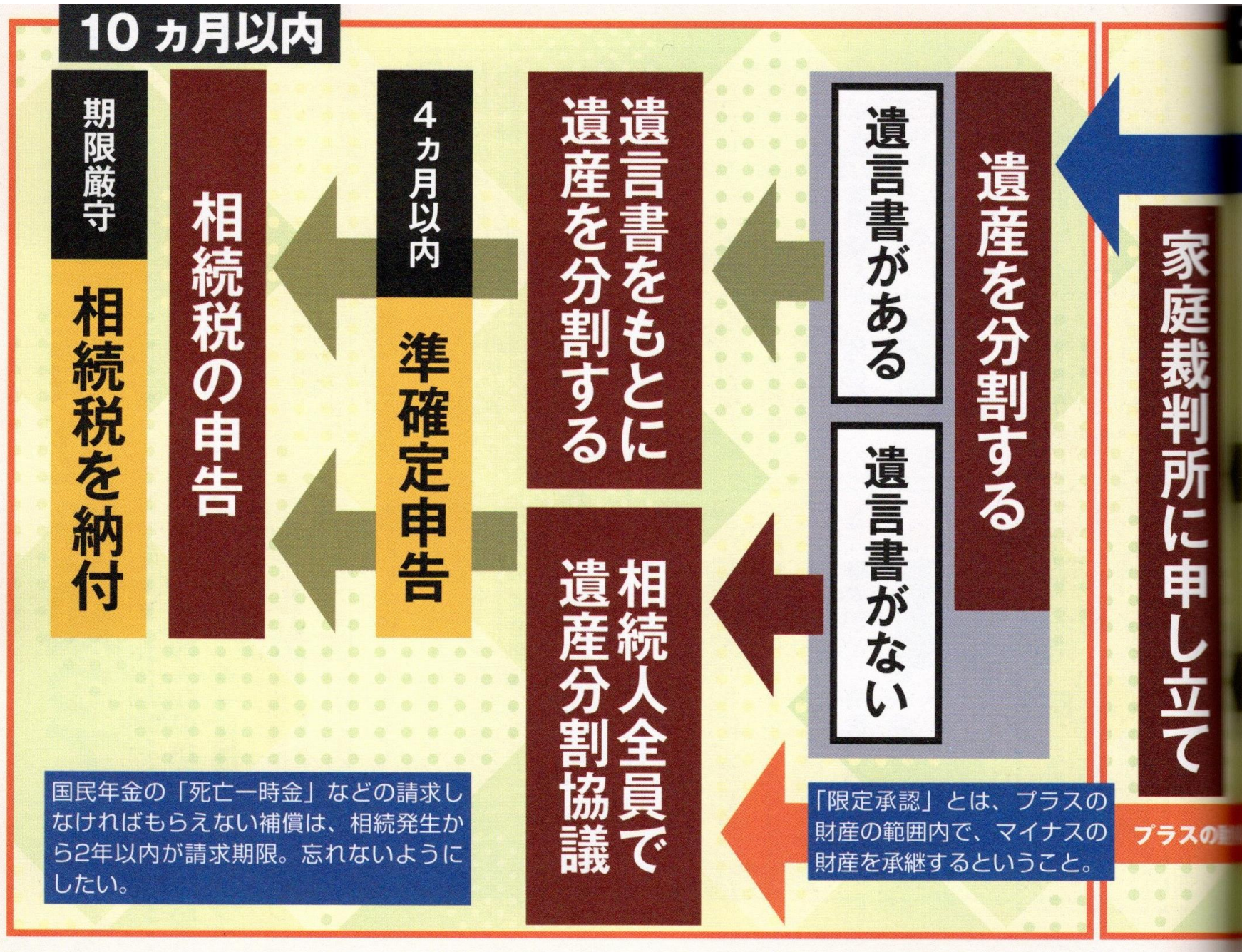
その2 相続と節税対策

その1 葬儀と遺族年金

葬儀から相続までのプロセス

身内が亡くなった時は家族皆
意気消沈しています。
ですが、責任ある立場の方は
悲しみの中にも芯を強く持ち、
やらなければならない義務が
多くあります。





準確定申告とは、亡くなった人（被相続人）の生前の所得に対する確定申告のこと。

年金受給者の収入が公的年金だけで、年間の受給額が400万円以下であれば準確定申告は不要。

2000万円以下の給与の場合であれば、基本的に不要。

臨終から葬儀までの流れ



葬儀と告別式は同時に執り行われます。納骨は、一般的に四十九日忌法要で行われます。

通夜と告別式の場所と時間を決めて、菩提寺に連絡します。勤務先や近所の人にも連絡します。

亡くなったのが病院でなく自宅の場合、かかりつけ医や警察を呼ぶことになります。

納棺して通夜と通夜振る舞いの会合を執り行い、夜じゅう棺に付き添う「夜とぎ」を行います。

臨終に立ち会った医師に、死亡診断書を書いてもらいます。コピーもとっておきましょう。

- ・遺影写真は元気なうちに準備しておく
(10年前の写真でもOK)
- ・故人の思い出の写真を式場に掲示する例もある。
- ・通夜では夜じゅう灯かりを灯し、夜とぎとして棺に付き添う。
- ・出棺、火葬、収骨、精進落としと進んで遺骨は自宅の祭壇に安置する。
- ・遺骨は四十九日忌法要でお墓に納める。

死亡届と死亡診断書

左側が死亡届

こちらが「死亡届」です。遺族が必要事項を記入して、市区町村の役所に提出をします。亡くなった事実を知った日を含めて7日以内に提出します。ほとんどの場合、葬儀社が代理で提出をしてくれます。

The image shows two forms side-by-side. The left form is the 'Death Certificate' (死亡届) and the right form is the 'Death Medical Certificate' (死亡診断書). The Death Certificate has sections for personal information, date and time of death, place of death, and cause of death. The Death Medical Certificate has sections for medical history, date and time of death, and a detailed medical diagnosis.

右側が死亡診断書

この書類が法律上の死亡を証明する「死亡診断書」です。「死亡届」と同じ紙の右側にあります。こちらは故人を看取ったお医者さんが記入します。亡くなった原因が事故であるような場合には、死亡診断書ではなく死体検案書を警察が作成します。

死亡届の書き方

故人の氏名、生年月日、死亡した時間と場所、住所と本籍などの情報を記入します。さらに届け出をする人の住所と本籍、署名、生年月日などの情報を

記入します。死亡届を紛失すると再発行には面倒な手続きが生じるので、あらかじめコピーを複数枚とっておくようにしましょう。

- ・生前に夫婦の本籍地をお互いに確認しておくとうい。
- ・7日以内に死亡届を提出する。
- ・「死亡届」と「死亡診断書」は5枚ほどコピーしておく。

・病院で亡くなった場合、医者が死亡診断書を書く。

・自宅で亡くなった場合はかかりつけの医者が最期を看取った場合にはその医者がその場で死亡診断書を書いてくれる。

・最期を医者に看取られなかった場合は警察に連絡する。事件性の有無が確認され行政解剖が行われることがある。死体検案書を警察が作成する。

・書類は市区町村役場や病院などに備えられている。

・死亡届を提出した際、火葬許可申請書も提出し、「火葬許可書」を受け取る。(葬儀社が代理で提出してくれる)

世帯主変更届

- ・世帯主が無くなると14日以内に「世帯主変更届」を提出する。
- ・世帯主変更届を提出する必要があるのは、世帯主が死亡して世帯に15歳以上の人が2人以上残っている場合。この場合は、15歳以上の人の中から新しい世帯主を1人決めて届け出をする。
- ・新しい世帯主は通常、家計を維持する人になる。
- ・届出が不必要な場合
 - ・世帯主が死亡して世帯に残った配偶者である妻だけの場合。
 - ・妻と15歳以下の子供であるなど新しい世帯主が誰であるか明らかな場合は、変更届を提出する必要はない。
- ・必要書類: 死亡届と一緒に世帯主変更届を提出するのが一般的である。
- ・過料の注意: 提出期限を過ぎると過料が発生する恐れがあるので注意が必要。
- ・提出先: 市区町村役場。
- ・必要なもの: 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、印鑑（認印）など）

亡くなってから埋葬までの書類の流れ

病院から「死亡診断書」を発行してもらう

お医者さんに死亡診断書を書いてもらいます。事故の場合は警察が死体検案書を書きます。

「死亡届」を記入

故人の親族、同居人、家主などが死亡届を書きます。死亡診断書とセットになっています。

「死亡届」と「埋火葬許可証交付申請書」を提出

役所から「火葬許可証」を貰うため「埋火葬許可証交付申請書」を役所の窓口かウェブサイトから入手して記入し、提出します。告別式や火葬の予約は一般的に通夜の前にします。火葬の予約に火葬許可証が必要になることが多いのでそれまでに手続きします。

「火葬許可証」を火葬場に提出

「火葬許可証」を火葬場に提出することで、遺体を火葬してもらうことができます。

火葬後「埋葬許可証」が交付される

「埋火葬許可証」に「火葬済み」の印を押されたものが「埋葬許可書」になります。

- ・埋葬許可証は四十九日忌法要で遺骨をお墓に納める時に必要。
- ・葬儀から数日経つと葬儀社から請求書がくる。領収書は相続税の控除になるので保管しておく。

斎場

葬儀会社

家族

2日目から3日目への流れ

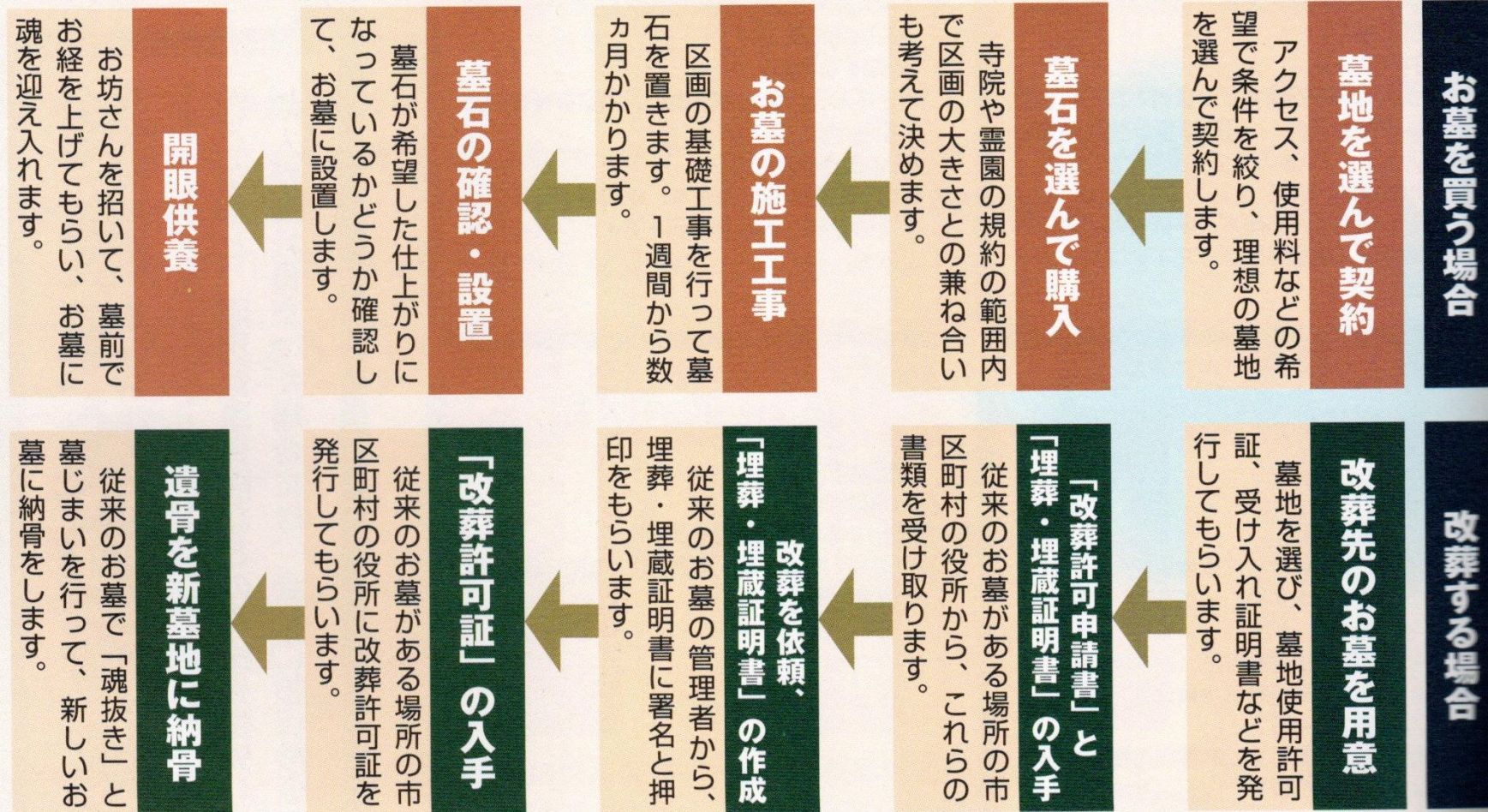


- ・通夜、告別式での挨拶は、喪主または長男・長女が行っても良い。

お墓を購入する・改装する

最後に入る場所であるお墓はじっくり検討して買ひましょう。すでにあるお墓の場所を変えることは

「改葬」と言います。親族の同意を得る方がよいときは法要のときに相談しましょう。

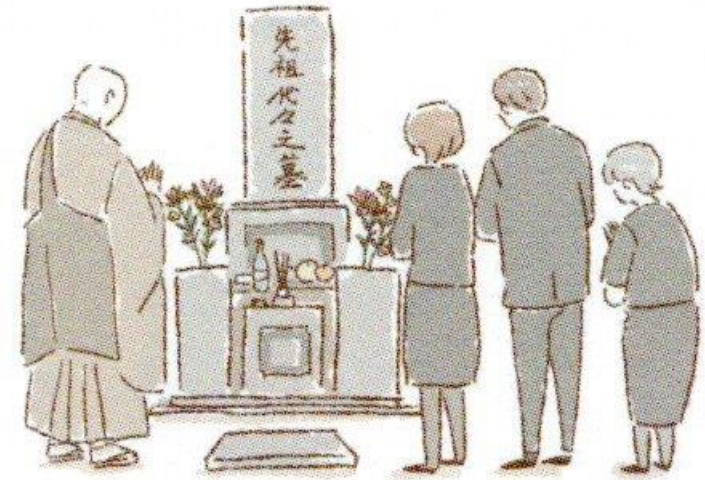


- ・ 子供や孫が将来ともにお墓を管理してくれる墓地を選ぶ。
- ・ お寺に専属の石屋さんが数社入っている。
- ・ 墓石には形、御影石の色、外国産など種類がある。
- ・ 一か月ほどでお墓が出来上がる。

納骨の流れと注意点

新しいお墓のときは開眼供養を

納骨は四十九日の法要のときに行うのが一般的です。喪主は日取りを決め遺族や故人の友人に連絡をします。寺院・霊園に卒塔婆を依頼し、引き出物を用意して、法要と納骨式を行います。新しくお墓を建てた場合は開眼供養をします。多くの宗派ではこのとき白木位牌を本位牌に変えます。喪主はお礼のあいさつをして、お斎（会食）を行います。



四十九日と納骨が終わると、ようやく葬儀もひと段落です。

三十三回忌までの法要のスケジュール

初七日

本来は死後7日目に行う法要ですが、葬儀・告別式と合わせて行うのが一般的となっています。

お布施の金額の目安▶30万円（葬儀と合わせて・戒名料を含む）

四十九日

死後49日目に行う法要で、納骨を行います。この日をもって忌明けとなります。

お布施の金額の目安▶5万円（納骨と合わせて）

一周忌

亡くなった日から1年目に行う法要で、読経した後には会食の席がもうけられます。

お布施の金額の目安▶3～5万円

三回忌

亡くなった日から2年目に行う法要を三回忌といいます。友人・知人を招くのはこの法要までです。

お布施の金額の目安▶3～5万円

七回忌

死後6年目に行われる法要です。これ以降の法要は、身内だけで行うのがふつうです。

お布施の金額の目安▶3～5万円

十三回忌

死後12年目の法要です。段取りとしては、七回忌と同じものでよいでしょう。

お布施の金額の目安▶3～5万円

三十三回忌

亡くなってから32年目の法要です。一般的に、ここで法要を終えるのがふつうです。

お布施の金額の目安▶3～5万円

■国保 国民健康保険

【返却先】

故人が住んでいた市区町村の役所の窓口

【提出する喪失届】

国民健康保険資格喪失届（自治体によっては死亡届で完了）

【返却するもの】

国民健康保険被保険者証（世帯主が死亡した場合は世帯全員分）、国民健康保険高齢受給者証（70～74歳の人のみ）

【その他必要なもの】

死亡を証明する戸籍謄本、申請者の印鑑、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

■国保 後期高齢者医療制度

【返却先】

故人が住んでいた市区町村の役所の窓口

【提出する喪失届】

後期高齢者医療保険資格喪失届（自治体によっては死亡届で完了）

【返却するもの】

後期高齢者医療被保険者証、高額療養費の限度額適用認定証など

【その他必要なもの】

死亡を証明する戸籍謄本、申請者の印鑑、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

■社保 健康保険

【返却先】

勤務先

【提出する喪失届】

健康保険・厚生年金被保険者資格喪失届（勤務先が代理で提出する）

【返却するもの】

会社の健康保険被保険者証（被保険者が亡くなった場合は、被扶養者全員分も）

【その他必要なもの】

故人との関係性を示す公的書類の提示を求められることもあります

■社保 共済組合

【返却先】

共済組合

【提出する喪失届】

所属所長を通じて、共済組合に組合員申告書を提出します。

健康保険の資格喪失手続き

- ・国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入していた場合、14日以内に市役所で手続きをする。
- ・介護保険を受けていた場合は、介護保険の被保険者証と資格喪失手続きもする。
- ・故人が会社員の場合は、健康保険や厚生年金の資格喪失手続きも会社が代行してくれる。

資格喪失手続きの流れ

役所への手続きは会社員でない場合のみ

亡くなった人がすでに退職していたなど、会社員でなかった場合は遺族が役所への手続きをしなければなりません。国民健康保険や、後期高齢者医療制度に加入していた場合であれば、亡くなって14日以内に被保険者証や高齢受給

者証を返却し、資格を喪失したという届けを出します。

亡くなった人が会社員である場合は、資格喪失の手続きをするのは会社になります。詳しくは会社の総務課などに問い合わせるのがよいでしょう。

チェックしよう

- ☒ **入手先**
市区町村の役所で届出書をお願いします。
- ☒ **提出先**
市区町村の役所です。
- ☒ **提出できる人**
故人の親族、同居人、代理人。
- ☒ **提出期限**
亡くなって14日以内。
- ☒ **費用**
費用はかかりません。
- ☒ **必要なもの**
死亡を証明する戸籍謄本、申請者の印鑑、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）。

国民健康保険の
世帯主変更

自治体の健康保険課の窓口で世帯主変更同意書を提出します。

「資格喪失届」の提出、
保険証の返却

資格喪失届は住んでいた市区町村の国民健康保険課で発行されます。

死亡

国民健康保険
後期高齢者医療制度

国民健康保険（国保）の場合



- ・提出先 市区町村の役所
- ・提出期限 14日以内
- ・提出物 被保険者証、高齢受給者証
- ・必要な書類
死亡を証明する戸籍謄本
申請者の印鑑
本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

健康保険（社保）の場合

健康保険
共済保険

会社員が亡くなった場合は健康保険証を提出すれば、会社側が5日以内に「被保険者資格喪失届」を日本年金機構へ提出してくれる。

年金受給権者死亡届の書き方

年金受給権者死亡届

チェック項目

✓ 入手先

年金事務所、年金相談センター。

✓ 提出先

年金事務所、年金相談センター。

✓ 提出できる人

遺族。

✓ 提出期限

国民年金は死後14日以内、厚生年金は死後10日以内。

✓ 費用

不要。

✓ 必要なもの

故人の年金証書、死亡の事実を証明する書類。

書類は、日本年金機構のホームページからもダウンロード可能。

死亡者

届出者

様式第515号

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金・年金生活者支援給付金
受給権者死亡届(報告書)

① 基礎年金番号	× × × × × × × × × ×
② 生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 2 0 年 0 4 月 0 1 日
③ (フリガナ) 氏名	ヤマダ タロウ (氏) 山田 (名) 太郎
④ 死亡した年月日	令和 0 7 年 0 2 月 2 2 日

⑤ (フリガナ) 氏名	ヤマダ ハナコ (氏) 山田 (名) 花子	⑥ 続柄	夫
⑦ 未支給有無	× × × × × × × × × ×	⑧ 電話番号	0 3 - × × × × × × × × × ×
⑨ (フリガナ) 住所	× × × × × × × × × × 1 丁目 1 番地 1 号		

⑩ 未支給の年金・給付金を請求できない方は、死亡届(報告書)のみご記入ください。

⑪ 死亡届のみを提出される方の添付書類
1. 死亡した受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類
(個人番号(マイナンバー)が収録されている方については不要です)
・住民票除票
・戸籍抄本
・死亡診断書(コピー可) などのうち、いずれかの書類

2. 死亡した受給権者の年金証書
年金証書を添付できない方は、その事由について以下の事由欄にご記入ください。
(事由)
ア、廃棄しました。(年 月 日)
イ、見つかりませんでした。今後見つけた場合は必ず廃棄します。
ウ、その他 ()

⑫ 備考

令和 年 月 日 提出
年金事務所記入欄
※遺族給付同時請求 有() 無()
※未支給請求 有() 無()

市区町村 受付年月日
実施機関等 受付年月日

基礎年金番号

故人について記入。複数の年金を受給していた場合、すべての年金コードを記入

請求する人について記入。押印は不要

死亡届のみの場合の添付書類を確認。年金証書を添付できない場合は、その理由を記入

死亡者の欄

- ・基礎年金番号
- ・生年月日
- ・氏名
- ・死亡年月日

基礎年金番号は年金証書、基礎年金番号通知書、年金手帳などに記載されている。

届出者の欄

- ・氏名、続柄、住所、電話番号

必要書類

- ・故人の年金証書
- ・下記いずれかの書類
 - ・住民票除票
 - ・戸籍抄本
 - ・死亡診断書(コピー可)

提出先は年金事務所

葬祭費・埋葬料を申請するには？

葬祭費

※故人が、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入していた場合

項目	内容
支給額	1～7万円
申請先	故人が住んでいた市区町村役場の窓口
申請できる人	葬儀費用を支払った人、喪主など
必要な書類	故人の健康保険証、葬儀にかかった費用がわかる領収書、申請者の印鑑、本人確認書類、申請者の預金通帳など
期限	原則、葬儀日の翌日から2年以内

埋葬料・埋葬費

※故人が会社の健康保険に加入していた場合。

※定年退職などで脱退後、3ヵ月以内に亡くなった人も含む

項目	埋葬料	埋葬費
支給額	一律上限5万円	葬祭にかかった額（上限5万円）
申請できる人	故人によって生計を維持されていて、埋葬を行った人	左記の該当者がおらず、埋葬を行った人
申請先	故人の勤務先管轄の協会けんぽ（郵送）または健康保険組合	故人の勤務先管轄の協会けんぽ（郵送）または健康保険組合
必要な書類	死亡診断書の写し、埋葬火葬許可証の写し、住民票（故人が記載されているもの）、マイナンバーカード、被保険者と申請者の続柄を示す書類、領収書・明細書など	死亡診断書の写し、埋葬火葬許可証の写し、住民票（故人が記載されているもの）、マイナンバーカード、被保険者と申請者の続柄を示す書類、領収書・明細書など
期限	死亡日の翌日から2年	埋葬の翌日から2年

葬祭費支給申請書

- ・死亡者氏名、死亡年月日
死亡原因
- ・申請者の住所、氏名、電話番号
- ・臨終を看取った医師の証明記入

パスポートや運転免許証などの返却先

運転免許証

【返却先】

公安委員会（警察署の免許窓口）

【必要書類】

免許証、死亡診断書や戸籍謄本等名義人が死亡した事実がわかるコピー

パスポート

【返却先】

各都道府県のパスポートセンター（海外在住の場合は最寄りの日本大使館、総領事館）

【必要書類】

パスポート、死亡診断書や戸籍謄本等

住民基本台帳カード

【返却先】

故人が住んでいた市区町村の役所の住民課窓口

【必要書類】

特になし

印鑑証明カード

【返却先】

故人が住んでいた市区町村役所の戸籍住民課窓口

【必要書類】

特になし

マイナンバーカード

【返却先】

特に返却は不要

※手続きが完了した後に、破棄することが望ましい

シルバーパス

【返却先】

自治体や鉄道、バスなどの指定交通機関の窓口

【必要書類】

特になし

家族が亡くなった直後は悲しみに暮れる暇もなく手続きが多く大変です。返却や解約、名義変更などすぐにやりましょう。

名義変更や失効手続きが必要なもの

公共料金

電気、ガス、水道などの契約者名義が個人になっている場合、名義変更が必要です。今後使用しない場合は利用停止の届け出をします。

銀行口座

故人の口座が凍結されると、引き落としができず未払いの状態になるものも。年会費を請求されるものもあるので早めに手続きをしましょう。

インターネット

カスタマーサポートに連絡すると申込書が送られてくるので必要事項を記入して返送する。解約日は問い合わせした月の月末（ビッグロブの場合）。

固定電話・携帯電話

固定電話の電話加入権は相続財産として評価されるので相続手続きが必要です。携帯電話は解約の手数料などはかかりませんが、解約日まで料金がかかります。

変更手続きが遅れると延滞金が発生も！

銀行口座は名義人が死亡すると金融機関によって凍結されます。故人の口座から自動引き落としになっている場合、引

き落としができなくなり、未払いになってしまってその間の延滞金が発生することになるので注意が必要です。

名義変更

- ・遺言書がある場合は、相続した人、無い場合は、遺産相続分割協議で相続した人。
- ・遺産相続分割協議が長引くと故人口座からの自動引き落としや銀行の引き出しができなくなるので早めに相続人を決めましょう。

故人

名義変更や解約手続きを忘れずに！

故人の契約関係をチェック

項目	手続き場所	手続き内容	手続きに必要なもの
電気・ガス・水道	契約している電力・ガス会社・水道局	契約者名・支払方法の変更、または利用廃止	検針表などに記載されているお客様番号
NHK	NHK「受信料の窓口」	契約者名・支払方法の変更、または利用廃止	放送受信契約者の死亡を証明する書類（死亡診断書、死亡届のコピー、戸籍謄本など）、契約者番号がわかるもの（受信料の払込票やNHKからの通知書）、手続きする人の本人確認書類（運転免許証など）
携帯電話	契約している電話会社の窓口	解約または承継	解約の場合：死亡の事実を確認できる書類（戸籍謄本など）、故人の携帯電話のSIMカード、来店者の本人確認書類 / 承継の場合：故人との相続関係がわかる書類、承継者・利用者の本人確認書類、新契約の支払い手続きに必要な書類など
固定（NTT）	NTT 東日本 または NTT 西日本	加入権承継または解約など	ウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入した「加入権継承・改称申出書」または「契約者の印鑑証明書」
インターネット	契約プロバイダの店舗または電話窓口	インターネット契約の解約手続き	契約情報（契約者番号など）、死亡証明書、手続き者の本人確認書類
ケーブルテレビ	ケーブルテレビ会社の窓口・電話受付	ケーブルテレビ契約の解約手続き、機器返却	会員証または契約情報、死亡証明書、機器類、手続き者の本人確認書類

衛星放送	契約している衛星放送会社の電話窓口または公式サイト	衛星放送の契約解約手続き	契約者番号・B-CAS カード番号、死亡証明書、手続き者の本人確認書類
有料 ネットサービス	契約サービスの公式ウェブサイトまたは電話窓口	契約しているネットサービスの解約手続き（Amazon・Netflix など）	ログイン ID・パスワード、死亡証明書（要求される場合）、手続き者の本人確認書類
クレジットカード	契約しているクレジットカード会社	解約（カード廃棄）	クレジットカード会社によって異なるので電話で問い合わせが必要
スポーツクラブ	契約しているスポーツクラブ店舗の窓口	スポーツクラブ会員契約の解約手続き、会員証の返却	会員証、死亡証明書、手続き者の本人確認書類
新聞・雑誌	契約している新聞販売店・出版社の窓口または電話受付	新聞・雑誌の定期購読契約の解約手続き	契約情報（購読者名、住所など）、死亡証明書、手続き者の本人確認書類
iDeCo	加入している金融機関（銀行・証券会社等）の窓口	死亡一時金の請求手続き（遺族による資産受取）	死亡を証明する書類（死亡診断書、戸籍謄本等）、加入者の年金手帳または基礎年金番号がわかる書類、請求者（遺族）の本人確認書類、金融機関指定の死亡一時金請求書
NISA		NISA 口座の相続手続き（口座内資産の名義変更または売却・解約）	死亡を証明する書類（戸籍謄本、除籍謄本、死亡診断書等）、被相続人（故人）の NISA 口座情報（口座番号等）、相続人全員の戸籍謄本（相続関係証明書）、相続人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、相続手続き依頼書（金融機関所定の書類）

故人の証明書類の取得方法

戸籍謄本・抄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、戸籍の附票

取得できる人	取得できる場所	費用	必要な書類
配偶者、直系尊属（親・祖父母）、直系卑属（子・孫）、代理人（要・委任状）	本籍がある（もしくは、かつて本籍があった）市区町村役場	戸籍謄本・抄本 1 通 450 円、除籍謄本・改製原戸籍謄本 1 通 750 円、戸籍の附票 1 通 300 円（本市区町村によって異なる）	申請書（役所のホームページから郵送用の申請書をダウンロードできる）、本人確認書類（パスポート、運転免許証、マイナンバーカードなど）、郵送の場合は定額小為替、返信用封筒、切手など

印鑑証明書

取得できる人	取得できる場所	費用	必要な書類
本人、代理人（要・印鑑カードなど）	印鑑登録をしている市区町村役場（自動交付機がある場合も）、マイナンバーカードがあればコンビニエンスストアでも	1 通 300 円（※市区町村によって異なる）	印鑑登録証か印鑑登録カード、マイナンバーカード

住民票の写し

取得できる人	取得できる場所	費用	必要な書類
本人、本人と同じ住民票に記載されている人、代理人（要・委任状）	住所地の市区町村役場、マイナンバーカードがあればコンビニエンスストアでも	1 通 300 円（※市区町村によって異なる）	申請書、本人確認書類（パスポート、運転免許証、マイナンバーカードなど）、郵送の場合は定額小為替、返信用封筒、切手など

戸籍謄本は、最寄りの市区町村役場で取得可能です。
2024年3月1日から始まった「戸籍証明書等の広域交付制度」により、本籍地を問わず、全国どこの市区町村役場でも戸籍謄本を取得できるようになりました。本人確認を行えば、複数の本籍地の戸籍謄本を一度に取得することも可能である。

- ・流山市役所市民課
04-7150-6075
- ・おおたかの森市民窓口センター
04-7154-0333
- ・東部出張所
04-7144-2175
- ・江戸川台駅前出張所
04-7152-3132
- ・南流山出張所
04-7159-4512

「生まれてから亡くなるまで」の戸籍の取り方

死亡時から出生時へ遡って集める

相続手続をする際には、故人の出生から死亡までの連続した戸籍を提出する必要があります。戸籍は死亡時から出生時へとさかのぼる形で集めていきます。下図は1945年生まれで、本籍地の異動や

離婚・再婚がない人のケース。それでも4通の戸籍が必要です。まずは死亡時の~~本籍地で~~、死亡時の戸籍謄本を取得します。その際「出生から死亡まで」と伝えれば、同じ役所で取得できます。

1

現在の戸籍

※コンピュータ化された「戸籍全部事項証明書」

亡くなったことがわかる

2

平成改製原戸籍

※コンピュータ化される平成6年11月以前の戸籍

現在の戸籍の改正前に子どもがいたことがわかる

3

除籍謄本

※結婚前の戸籍

結婚により新戸籍を編成したため、除籍したことがわかる

4

改製原戸籍

※現行の民法に改正される昭和22年以前の戸籍

出生時のことがわかる

相続の際に必要な書類

故人の出生から死亡までの戸籍が必要。(流山市役所で取得)

戸籍謄本

戸籍謄本とは、個人の身分事項が記載された「戸籍簿」の写しです。戸籍簿には、出生、結婚、死亡など、個人の一生にわたる重要な出来事が記録されています。戸籍謄本は、家族全員の情報が含まれており、このため、戸籍謄本は、家族の法的な証明書として重要な役割を果たします。

戸籍抄本

戸籍謄本には、同じ戸籍内の全員の身分事項が記載されていますが、戸籍抄本には、同じ戸籍内の人のうち、特定の個人の身分事項のみが記載され、それ以外の人の情報は省かれています。たとえば自分だけの分の証明書が必要な場合には戸籍抄本で足ります。

除籍謄本

除籍謄本とは、戸籍に登録されていた全員が死亡、結婚、転籍などにより抜けた状態の戸籍の写しです。これは、戸籍が空になったことを証明する書類であり、主に相続手続きの際に必要とされます。除籍謄本は、故人の財産名義変更や相続手続きにおいて重要な役割を果たします。

改製原戸籍謄本(かいせいげんこせきとうほん)

改製原戸籍謄本とは、現行の戸籍制度以前に作成された戸籍のことを指します。具体的には、戸籍法の改正に伴い、古い戸籍が改製された際に、その元となる戸籍のことを言います。改製原戸籍は、戸籍の歴史的な記録として重要であり、相続手続きなどで必要となることがあります。

戸籍の附票

戸籍の附票とは、本籍地の市区町村が管理している「住所の履歴を記録した書類」です。

相続預金の2つの払い戻し制度

相続預金を引き出せる制度には、家庭裁判所の判断で必要額を引き出せる制度（仮分割の仮処分）と、金融機関ごとに最大150万円を払い戻せる制度（預貯金の払い戻し制度）の2つがあります。

家庭裁判所の判断によって、払い戻しができる制度

「仮分割の仮処分」は特定の上限額はなし

遺産分割の協議がまとまらず、相続人間で争いがある場合や遺産分割の完了まで時間がかかる場合に、葬儀費用や生活費、相続人の療養費など、緊急でお金が必要になることがあります。そのような場合に、相続人が家庭

裁判所に申し立てを行い、裁判所が「預金の一部払い戻しを認める」という判断をすることができます。これが「仮分割の仮処分」です。特定の上限額がなく、裁判所が認めれば状況に応じて柔軟に払い戻しが可能です。

単独で払い戻しができる金額

▶ 家庭裁判所が仮取得を認めた金額

仮分割の仮処分のポイント

- ・ 家庭裁判所への申し立てが必要。
- ・ 家庭裁判所が払い戻しの必要性を個別に審査・判断。
- ・ 必要性が認められれば、一部の相続預金を払い戻せる。
- ・ 払い戻した金額は、遺産分割の際に最終的に調整される。

緊急でお金が必要なときは、
この制度を活用しましょう



遺産相続が完了するまで故人名義の預貯金が引き出すことができない。

葬儀費用、生活費等必要な費用を家庭裁判所に申し立てを行うことで金融機関ごとに最大150万円を払い戻せる制度。

死亡届を出す前に必要な金額を銀行から引き出しておく方法がある。

⇒ 引き出した金額は遺産相続評価額に記載しておくこと。

- ・ 記載しないと過少申告加算税が課せられる
- ・ 用途を明確にしておく、領収書を保管しておく

遺産分割協議書を早く作ること。

故人の預貯金は一定額の払い戻しが可能

一つの金融機関からの払い戻しは150万円まで

2019年に設けられた「預貯金の払い戻し制度」で払い戻せる金額は、法律で決められた相続割合によって決まります。複数の金融機関に口座がある場合は、それぞれの銀行で払い戻しが可能ですが、1つの金融機関ごと

に150万円までという上限があります。また、払い戻したお金は相続財産の一部とされ、あとで遺産分割の際に精算されます。相続分を超えて引き出した場合には返還が必要になるので注意しましょう。

単独で払い戻しができる金額

$$\blacktriangleright \text{相続開始時の預金額} \times \frac{1}{3} \times \text{払い戻しを行う相続人の法定相続分}$$

例)

相続人が長男、次男の2人で、相続開始時の預金額が1口座の普通預金600万円であった場合

長男が単独で
払い戻しできる金額

$$= 600\text{万円} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 100\text{万円}$$

不要な口座などは整理を

引き落としや投資など目的別に口座を分けている場合、解約手続きに手間も時間もかかります。可能であれば不要な口座は解約するなど、名義人が亡くなるまでにある程度整理しておけば、いざというときに困りごとを減らすことができます。「今後のこと」を考えておきましょう。

死亡保険金受け取りの流れ

保険契約者が亡くなったら、まず保険会社へ連絡し、請求に必要な書類を確認し、死亡診断書や戸籍謄本、受取人の本人確認書類などを提出します。書類が保険会社で受理

されて内容が確認されると、通常1～2週間で死亡保険金が指定した銀行口座に振り込まれます。流れは会社によって違うため、事前に保険会社へ詳細を問い合わせましょう。

**死亡保険金受け取り
チェック項目**

- ☒ **入手先**
加入している生命保険機関。
- ☒ **提出先**
加入している生命保険機関。
- ☒ **提出できる人**
生命保険の受取人。
- ☒ **提出期限**
3年以内。
- ☒ **費用**
不要。
- ☒ **必要なもの**
死亡診断書、受取人の戸籍謄本、被保険者の戸籍（除籍）謄本（抄本）、印鑑。



請求手続きは受取人が行います。
保険会社で審査期間は異なりますが、一定期間後に決済されます。

保険契約者または保険金受取人が
電話などで生命保険会社に連絡します。

法定相続一覧図

- ・故人と相続人の「法定相続情報一覧図」を法務局に提出・登録する。
- ・手続きのたびに戸籍謄本を提出する必要がなくなり手続きの簡素化や費用の削減になる。

相続手続きにかかった手間をぐっと減らせる制度

これまで相続手続きを行う際には、相続人が各窓口で戸籍謄本などの書類を何度も提出する必要があり、大きな手間となっていました。この負担を減らすために、2017年5月から「法定相続情報証明制度」が始まりました。

この制度では、故人と相続人の戸籍関係の書類一式をもとに「法定相続情報一覧図」を作成し、法務局に提出・登録します。登録後は、登記官の確認を経て、認証付きの一覧図の写しが無料で交付されます。

この一覧図の写しを使えば、相続

手続きのたびに戸籍謄本を提出する必要がなくなり、手続きの簡略化や費用の削減につながります。再交付も可能なため、何度でも使い回せて非常に便利です。

必要書類は法務局の窓口やウェブサイトから入手でき、申請は本人だけでなく、弁護士や司法書士、税理士などの専門家に依頼することも可能です。

ただし、あくまで戸籍謄本等の情報のみから作成されるため、相続放棄に関する事項などは記載されません。また、日本国籍を有さないなどの理由で戸籍謄本等を提出できない場合は、この制度は利用できません。

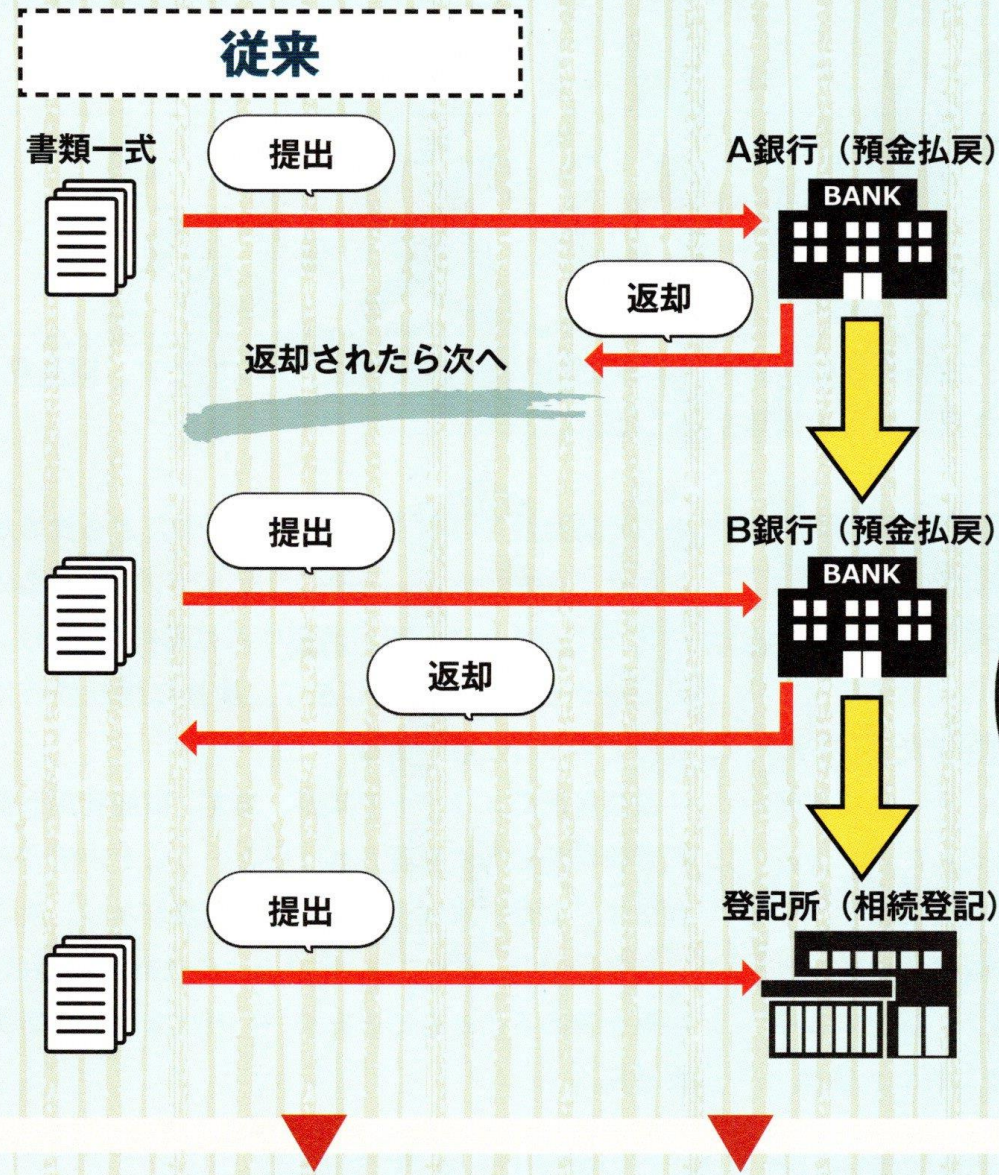
ポイント!

- ◎戸籍関係の書類一式から「法定相続情報一覧図」を作成
- ◎法務局に登録後、認証付きの一覧図の写しが無料で交付
- ◎再交付も可能なため、何度でも使い回すことができる

最後の住所は、住民票の除票（又は戸籍の附票）により確認して記載する。（最後の本籍の記載は、申出人の任意であるが、住民票の除票等が市区町村において廃棄されている場合は、被相続人の最後の住所の記載に代えて最後の本籍を必ず記載する。）	
被相続人 法務太郎 法定相続情報	
最後の住所 ○県○市○町○番地 最後の本籍 ○県○市○町○番地 出生 昭和○年○月○日 死亡 令和○年○月○日 (被相続人) 法 務 太 郎	住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和○年○月○日 (長男) 法 務 一 郎 (申出人) 住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和○年○月○日 (二男) 法 務 二 郎
相続人の住所の記載は任意である。記載する場合は、住民票の写し等にあるとおり記載するとともに、その住民票の写し等を提出する必要がある。記載しない場合は、「住所」の項目を削除する。	
住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和○年○月○日 (妻) 法 務 花 子	以下余白
作成者は作成した日を記載し、自身の住所を記載の上、記名する。	作成日： 令和○年○月○日 作成者： 住所 ○県○市○町○番地 氏名 ○○ ○○

※法定相続情報一覧図は、A4縦の用紙を使用してください。なお、下から約5cmの範囲に認証文を付しますので、可能な限り下から約5cmの範囲には記載をしないでください。紙質は、長期保存することができる丈夫なものにしてください。また、文字は、直接パソコンを使用し入力するか、又は黒色インク、黒色ボールペン（摩擦等により見えなくなるものは不可）で、楷書ではっきりと書いてください。

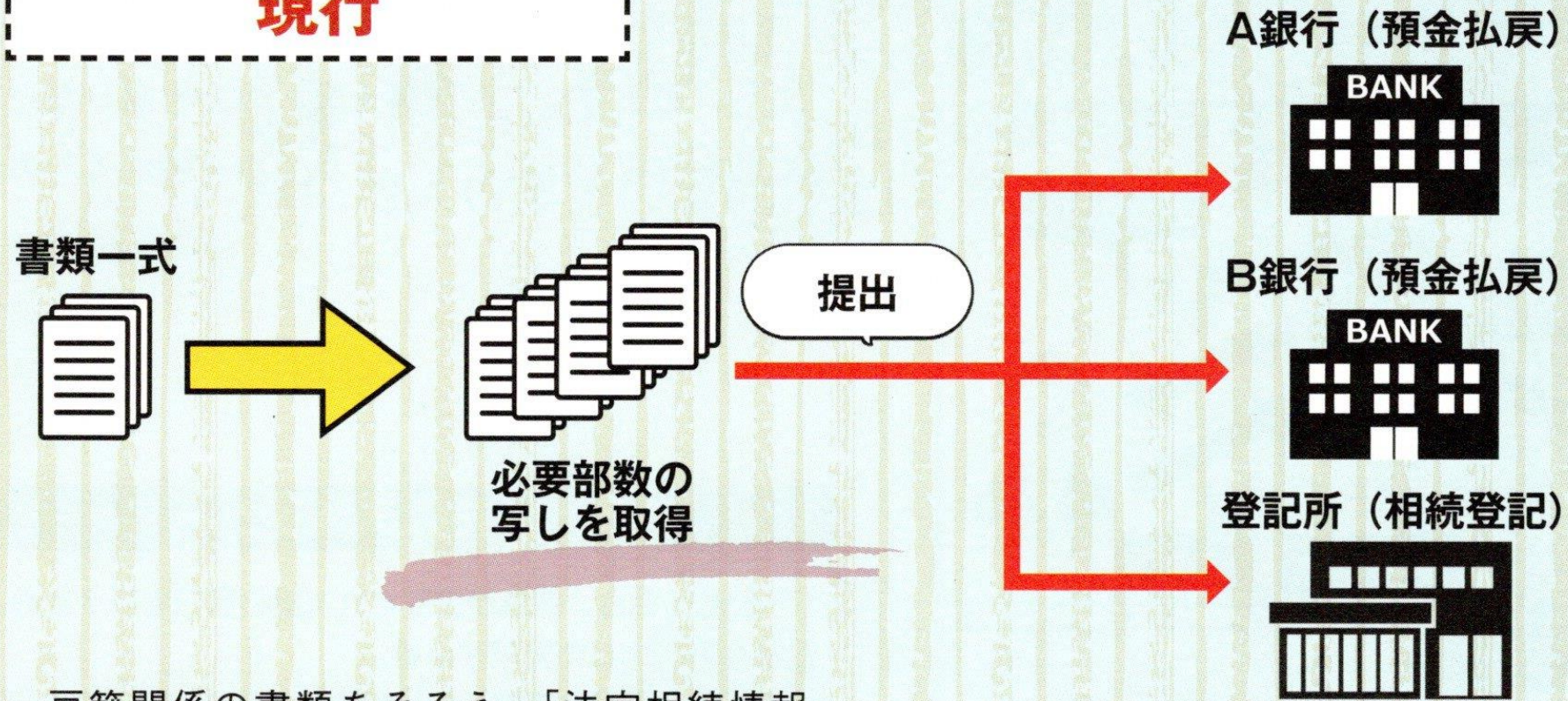
法定相続情報証明制度の概要



従来は相続の手続きを行うときには、各種窓口はその都度、戸籍謄本等の書類一式を提出したあと、返却されてから次の機関に提出する必要がありました。そうした無駄や負担を軽減するため、2017年5月29日地に「法定相続情報証明制度」が始まりました。



現行

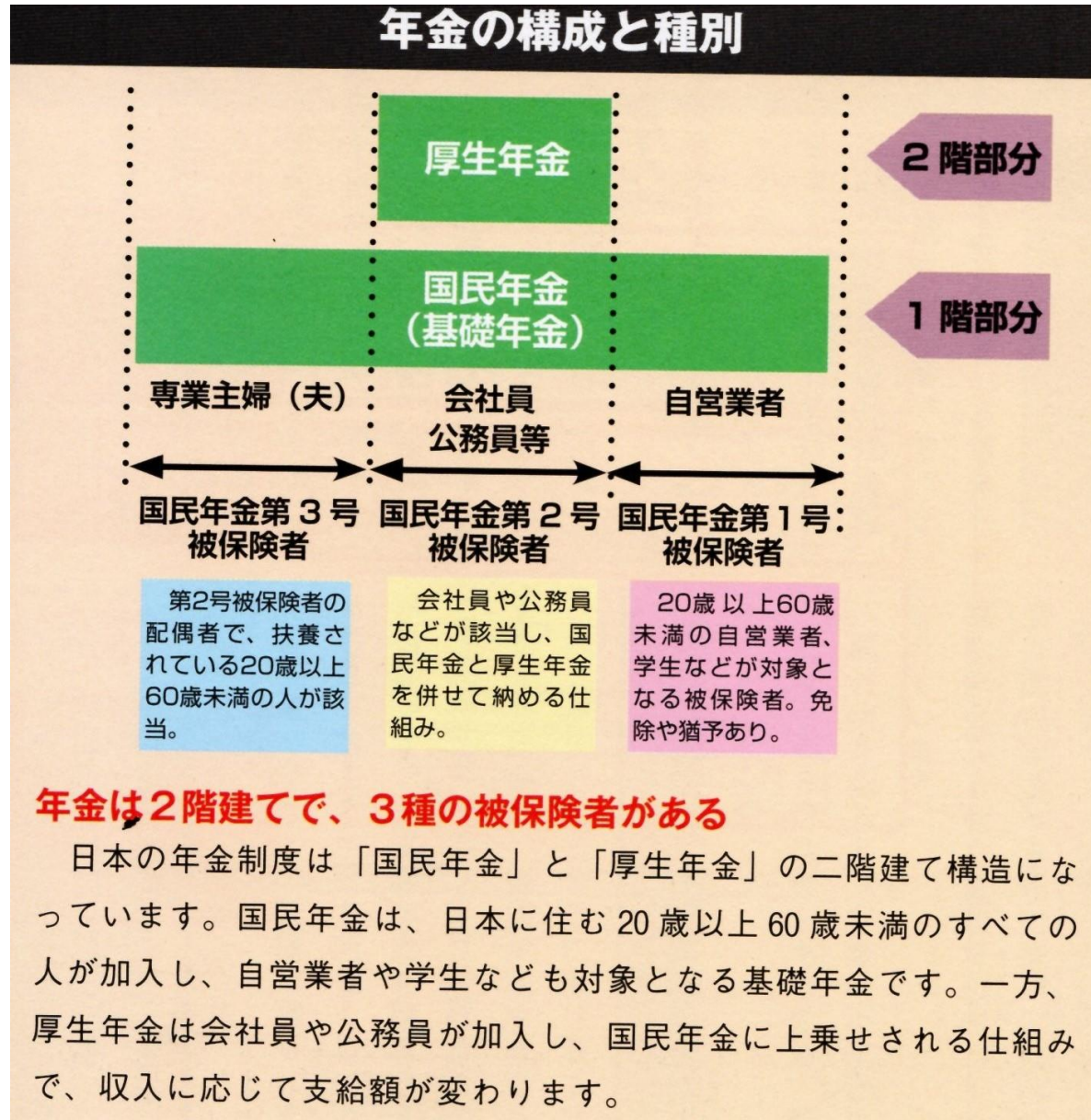


戸籍関係の書類をそろえ、「法定相続情報一覧図」を作成。「交付の申し出書」とともに登記所（法務局）に提出すると、登記官による確認が行われ、認証文付きの写しが必要通数交付されます。交付された写しは金融期間、法務局、税務局などさまざま手続きに利用できます。

現在は、各機関に戸籍を提出する必要がなく、とても便利です



年金の構成について



- 企業によっては3階部分もある
3階部分(企業年金)
- ・ 企業年金は、企業が従業員の退職後の生活をより豊かにするために公的年金に加えて設ける年金である。
 - ・ 本人が死亡すれば支給打ち切りとなる。

遺族が受給できる年金や一時金の種類

故人が加入していた年金の種類によっては、遺族基礎年金、遺族厚生年金以外の年金や一時金が受け取れる場合があります。

ただし、これらはいずれの場合も申請しないと受け取れないので注意します。故人の加入実績なども条件が必要な場合があります。

故人の状況①

国民年金に加入していた

遺族が受給できる可能性がある年金・一時金

- ◆遺族基礎年金 → 54～55ページ
- ◆寡婦年金 → 56～57ページ
- ◆死亡一時金 → 56～57ページ

故人の状況②

厚生年金に加入していた

遺族が受給できる可能性がある年金・一時金

- ◆遺族基礎年金+遺族厚生年金 → 54～55ページ
- ◆中高齢寡婦加算 → 58～59ページ

故人の状況③

老齢基礎年金の受給権者

遺族が受給できる可能性がある年金・一時金

- ◆遺族基礎年金 → 54～55ページ

故人の状況④

老齢厚生年金の受給権者

遺族が受給できる可能性がある年金・一時金

- ◆遺族基礎年金+遺族厚生年金 → 54～55ページ
- ◆中高齢寡婦加算 → 58～59ページ

遺族年金とは

一家の働き手の方や年金を受け取っている方が亡くなった時、遺族の生活を支えるため亡くなった方の収入で生活していた配偶者や子供などに支給される公的年金

夫が故人となった場合の遺族年金

・会社員、公務員の場合

老齢基礎年金

老齢厚生年金

遺族厚生年金(寡婦加算額をむ)

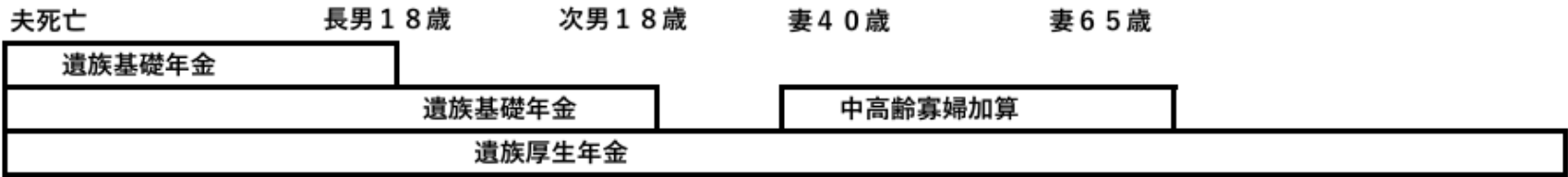
・自営業の場合

老齢基礎年金

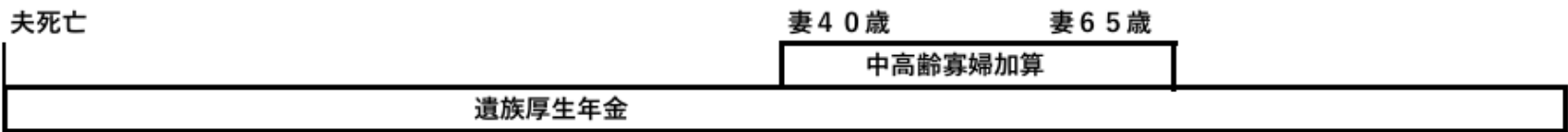
人によっていろいろなケースがあるので、自分の死後、遺族年金がいくら配偶者に支給されるか松戸税務署で計算してもらいましょう。

遺族年金の受給

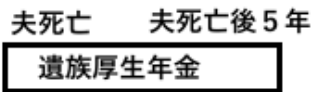
1・夫婦子供2人の場合



2. 夫婦子供なしの場合



3. 夫婦子供なし（妻30歳未満）の場合

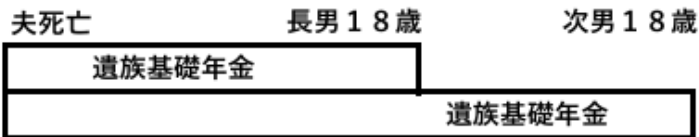


配偶者65歳以上の選択（ケース1, 2の場合）

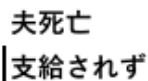
下記3択から選択

- ・老齢厚生年金 + 老齢基礎年金
- ・遺族厚生年金 + 老齢基礎年金
- ・遺族厚生年金の2/3 + 老齢厚生年金の1/2 + 老齢基礎年金

4. 自営業の場合（子供2人）



5. 自営業の場合（子供なし）



遺族年金

- ・遺族年金とは、国民年金や厚生年金の加入者（または加入者だった人）が亡くなった際に、その人によって生計を維持されていた配偶者や子どもなどが受け取れる年金のこと。
- ・遺族年金には、国民年金に加入していた人が亡くなったときに支給される「遺族基礎年金」と、厚生年金に加入していた人が亡くなったときに支給される「遺族厚生年金」の2種類がある。遺族年金を受け取るためには、それぞれの年金制度の受給要件を満たす必要がある。

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者が亡くなった際に、その遺族に支給される年金。
受給対象となるのは、亡くなった人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」。
国民年金の被保険者期間中に死亡したとき（60歳以前に故人となった場合）に受給できる。

遺族厚生年金

遺族厚生年金は、厚生年金保険に加入していた人が亡くなった際に、その人によって生計を維持されていた遺族が受け取れる年金。遺族厚生年金を受け取れるのは、亡くなった人によって生計を維持されていた遺族のうち、最も優先順位の高い人。

老齢基礎年金

老齢基礎年金とは、国民年金の保険料を納めた方が以下の条件を満たしたときに受給できる年金。
保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が10年以上、原則、65歳以上であること。繰り上げ受給や繰り下げ受給が可能である。

老齢厚生年金

老齢厚生年金とは、厚生年金から支給される老齢年金のこと。会社員や公務員など、厚生年金に加入していたことのある人に支給される。

受給要件として、老齢基礎年金を受け取れること、65歳以上であること。

繰上げ支給や繰下げ支給ができる。

遺族年金の詳細については

松戸年金事務所	TEL 047-345-5517	松戸市新松戸1-335-2
	下記書類を持参のうえ総合案内窓口で受付け(新松戸駅から徒歩5分)	
年金相談室	TEL 0570-05-4890	予約受付
	8:30~17:15 (土、日、祝日、年末年始休み)	
	(年金相談室は年金事務所と離れた建物の2階にある)	
必要なもの	年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書、本人を確認するもの	
	代理の場合は委任状必要(用紙は日本年金機構HPより)	

松戸年金事務所

PPT36

